

山梨県公報

号外第二十二号の二

平成十八年

三月三十一日

金 曜 日

目 次

人事委員会
特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則……………

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十四号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 淺 井 和 夫

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「税務課」を「税務課、総合県税事務所又は自動車税事務所」に改め、「した職員」の下に、「(総合県税事務所及び自動車税事務所に勤務する職員にあつては、職員給与条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当を支給される職員に限る。)」を、「とする職員」の下に、「(1)の職員を除く。」「を加え、「(2)の」を、「(1)及び(2)」に改める。

第三条第一項中「地域振興局健康福祉部」を「保健福祉事務所」に改める。

第五条第二項の表中「精神保健福祉センター」を「精神保健福祉センター」に改める。
中央児童相談所

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十二条第一項中「消費生活センター」、「緑化センター」及び「病害虫防除所」を削り、「総合農業試験場」を「総合農業技術センター」に改める。

第十五条第一項中「地域振興局企画振興部、地域振興局林務環境部、地域振興局農務部、地域振興局建設部」を「地域県民センター、林務環境事務所、農務事務所、建設事

務所」に改める。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条及び第十八条 削除

第二十三条第一項中「地域振興局福祉保健部、地域振興局林務環境部」を「保健福祉事務所、林務環境事務所」に改める。

第二十五条の二を次のように改める。

第二十五条の二 削除

第二十五条の四第一項中「地域振興局企画振興部、地域振興局建設部」を「地域県民センター」に改める。

第二十五条の六第一項中「総合農業試験場」を「総合農業技術センター」に改める。

第二十七条から第二十九条までを次のように改める。

第二十七条から第二十九条まで 削除

第三十二条の三を次のように改める。

第三十二条の三 削除

第三十二条の九第一項に次の一号を加える。

四 普通自動車運転免許技能試験(指定教習所における卒業検定を含む。)業務

第三十二条の九第二項に次の一号を加える。

四 前項第四号の業務 二百三十円

第三十四条第一項中「精神保健福祉業務従事手当」、「特殊自動車運転等作業手当(第十八条第一項第二号の作業に限る。)」及び「分悦介助手当」を削り、同条第二項中「精神保健福祉業務従事手当」を削り、同条第三項中「精神保健福祉業務従事手当、有害薬物取扱手当及びし尿浄化槽等検査手当」を「及び有害薬物取扱手当」に改め、同条第五項及び第六項中「特殊自動車運転手当」を削る。

第三十五条第一項中「特殊自動車運転手当」を削る。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 任命権者は、人事委員会が定めるところにより、特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿(多学年学級担当手当に限る。)を作成し、所要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿(以下「特殊勤務実績簿等」という。)に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて、当該特殊勤務実績簿等に代えることができる。

第一号様式(1)から第八号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番